



「債権」の一生

法テラス八雲法律事務所 弁護士 是永 克巳

(函館弁護士会所属)



■「債権」と聞くと、難しいイメージを持たれる方も多いと思います。しかし、スーパーやコンビニでの毎日の買い物でも「債権」は発生し、消滅しています。例えば、お店で200円の大根を買う場合、お店はお客さんに200円を払ってくださいと言え「債権」を持っています。そして、お客さんがお店に200円を支払うと、お店が持っていた200円の「債権」は消滅します。これが一般的な債権の一生です。

■では、相手にお金を払ってくださいといえる「債権」を持っていても、相手が支払ってくれない場合はどうしたらよいでしょうか？

■まずは、裁判所で「債権」が本当にあることを認めてもらうこと、つまり勝訴判決を得ることが必要です。その後、相手がお金を払ってくれば、「債権」は消滅します。では、相手がお金を払ってこない場合はどうすればいいのでしょうか。

■勝訴判決があっても相手がお金を払ってこない場合の制度として、強制執行という手続きが用意されています。これは、裁判所にどのような強制執行を求めるかを明示して、必要資料を添えて申立てます。お金を払ってほしいという内容の「債権」の場合、相手の預貯金や給与を差し押さえることが考えられます。

■こうして、強制執行がうまくいくと、「債権」は目的を達して消滅し、一生を終えます。スーパーやコンビニで日々発生しては消滅する少額の「債権」もあれば、裁判所で勝訴判決をもらい、さらに強制執行まで行う必要がある「債権」も存在します。みなさんも買い物ついでに「債権」の発生と消滅を意識してはいかがでしょうか。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(050-33383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

安全安心なまちづくりの日および 全国地域安全運動の実施

みんなで築こう、安全で安心な大地

全国地域安全運動期間 10月11日(水)～20日(金)
安全安心なまちづくりの日 10月11日(水)

- ・地域の見守りの目を増やし、犯罪の未然防止や防犯力の向上につなげましょう。
- ・防犯標語「いかのおすし」を活用し、不審者対処方法を子供と話し合しましょう。
- ・お金を要求する電話がかかってきたら、一度電話を切って周りの方に相談するか、警察相談電話「#9110」に連絡してください。

10月11日(水)～20日(金) **全国地域安全運動**

スローガン **みんなで築こう、安全で安心な大地**

《全国統一運動重点》

- 1 子供と女性の犯罪被害防止
- 2 特殊詐欺の被害防止

犯罪が起こりにくい安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現しましょう！

北海道警察

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110